

氷見鶴寿苑

施設介護サービス費

利用料金は介護保険法等関係諸法令により定められた料金と同額になります。改正により介護給付費体系その他、料金に更があった場合は、都度準じた料金へ変更されます。要介護度に応じた負担額は、介護保険負担割合証に記載された自己負担割合（1～3割）、食費と居住費は申請による自己負担限度額（負担限度額認定証の有無等）に応じた金額となります。

基本料金（1日） R6.4.1現在

	単価
要介護1	682
要介護2	753
要介護3	828
要介護4	901
要介護5	971

R6.8.1 現在

居住費	¥2,066
食費（1日）	¥1,700

各種加算

加算項目		単位数	内容
初期加算	日	30	入所日から30日間に限り 30日を超える入院後の再入所も同様
入院・外泊時加算	日	246	病院等に入院を要した場合及び外泊した場合 初日及び最終日を除き、月に6日限度
経口維持加算（Ⅰ）	月	400	医師等の診断等により嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、 特別な管理を行った場合
経口維持加算（Ⅱ）	月	100	経口維持加算（Ⅰ）において行う観察、会議等に医師、歯科医師、歯 科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
看取り介護加算（Ⅰ）（Ⅱ）	日	72	(1) 看取り介護の体制を整備し、死亡日以前31日～45日の間で施設 において看取り介護を直接行った場合
	日	144	(2) 看取り介護の体制を整備し、死亡日以前4日～30日の間で施設に おいて看取り介護を直接行った場合
	日	680・780	(3) 看取り介護の体制を整備し、死亡日の前日及び前々日に施設に おいて看取り介護を直接行った場合
	1回	1,280・1,580	(4) 看取り介護の体制を整備し、死亡日に施設において看取り介護を 直接行った場合
科学的介護推進体制加算Ⅱ	月	50	科学的介護推進体制加算Ⅰの利用者の情報に加えて、利用者の心 身、疾病の状況等の情報を提出した場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	日	22	職員の有資格者数や勤続年数の割合に応じて算定 介護福祉士の占める割合が80%以上又は勤続年数10年以上の介護 福祉士の占める割合が35%以上であること
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	日	14.0%	介護職員の処遇改善等により、利用料に所定の割合を乗じて算定（令 和6年6月より）
看護体制加算（Ⅰ）イ	日	12	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算（Ⅱ）イ	日	23	2名以上の看護職員を配置し、24時間連絡できる体制を確保している 場合
療養食加算	回	6	医師の指示に基づく療養食（糖尿病食等）を提供したとき、（1日3食を 限度とし1食を1回とする）

★市町村民税非課税の方（市町村民税非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、居住費・食費の負担が減額

されます。第1段階から第3段階の減額を受けられる方は（介護保険負担限度額認定証）の提出をお願いします。

対象者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		利用者負担 1段階	880円	300円
世帯全員が市町村民税非課税	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額で80万円以下の方	利用者負担 2段階	880円	390円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額で80万円超120万円以下	利用者負担 3段階①	1,370円	650円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額で120万円超	利用者負担 3段階②	1,370円	1,360円
上記以外の方 (施設との契約により設定されます)		利用者負担 4段階	2,066円 (令和6年8月より)	1,700円

※居住費は介護報酬改定による令和6年8月1日からの基準費用額。(令和6年7月31日まではそれぞれ-60円)

②介護保険の給付の対象とならないサービス(利用料の全額を負担していただきます。)

種類	内容	利用料
理美容	月4回程度、理美容店の出張サービスをご利用いただけます。	実費をご負担いただきます。
レクリエーション行事	主なレクリエーション行事 ・お花見 ・納涼祭 参加されるか否かは任意です。	実費をご負担いただきます。
電気機器使用料	持ち込まれた機器については、施設側は管理の責任を負いません。	53円／日(税込み)
日常生活品の購入代行	ボックスティッシュ、歯磨き粉、歯ブラシ等日用品の購入の代行をさせていただきます。	購入代金をご負担いただきます。